

# 一戸町コミュニティセンター

開館時間  
9時～21時30分

## 施設使用料

※御利用の際は、使用許可申請書の事前の提出が必要です。一戸町以外の方も御利用できます。

使用区分		使用時間		
		日中1時間あたり (9時～17時)	夜間1時間あたり (17時～21時30分)	全日 (9時～21時30分)
多目的 ホール	土・日・祝日	1,500円	2,000円	20,000円
	平日	1,000円	1,500円	14,000円
展 示 ギャラリー	土・日・祝日	800円	1,000円	10,000円
	平日	500円	800円	7,000円
会議室	全室使用	600円	900円	8,400円
	2室使用	400円	600円	5,600円
	1室使用	200円	300円	2,800円
視聴覚室		200円	300円	2,800円

## 多目的ホール・展示ギャラリー使用料

名 称	使用区分	使用料
音響室を使用するもの	一 式	(1回につき)1,000円
照明室を使用するもの	一 式	(1回につき)2,000円

①使用者が、料金を徴収する場合(会費・寄付金・負担金等の名称を用いてする実質的な料金徴収と認められる場合を含む。)の使用料は、使用料に下記の定める割合で算定した額を加算します。

1. 3,001円以上5,000円未満の入場料(1人当たり)を徴収する場合…50%
2. 5,000円以上8,000円未満の入場料(1人当たり)を徴収する場合…100%
3. 8,000円以上10,000円未満の入場料(1人当たり)を徴収する場合…130%
4. 10,000円以上の入場料(1人当たり)を徴収する場合…150%

②入場料の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として算定する。

③入場料を徴収しないが商品の宣伝・展示等、営利を目的として使用する場合は、使用料に130%を加算した額とする。

④冷暖房を使用する場合は、使用料に50%を加算した額とする。